

No. 5 特別緑地保全地区の決定及び変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：平成18-37年度）に基づき、平成25年12月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成26-30年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

議第1174号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
奈良町西ノ谷特別緑地保全地区	約 1.4ha	

（内容）

奈良町西ノ谷特別緑地保全地区は、青葉区西部、こどもの国線こどもの国駅の北西約1.2キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、特別緑地保全地区などの緑地保全制度に基づく緑地の指定により、市街化調整区域などに点在する樹林地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、樹林地については、協定緑地、緑地保全地区などの様々な緑地保全施策を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を進めるとしています。

議第1175号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
長津田町馬ノ背特別緑地保全地区	約 0.8ha	

（内容）

長津田町馬ノ背特別緑地保全地区は、緑区西部、JR横浜線長津田駅の南西約1.8キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、特別緑地保全地区などの緑地保全制度に基づく緑地の指定により、市街化調整区域などに点在する樹林地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン」において、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区や市民の森の指定など緑地保全施策を活用し緑地を保全するとしています。

議第1176号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
上白根町後谷特別緑地保全地区	約 2.5ha	

（内容）

上白根町後谷特別緑地保全地区は、旭区の北部、相鉄本線鶴ヶ峰駅の北西約2.2キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、特別緑地保全地区などの緑地保全制度に基づく緑地の指定により、市街化調整区域などに点在する樹林地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、区内に広がる大規模な緑地、市街地に残っている樹林地や斜面緑地、農地について、土地所有者の協力を得ながら保全・活用をはかるとしています。

議第1177号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
宮沢三丁目特別緑地保全地区	約 0.3ha	

(内容)

宮沢三丁目特別緑地保全地区は、瀬谷区南部、相鉄本線三ツ境駅の南西約 1.6 キロメートルに位置する郊外部のまとまりのある樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の一つである、上飯田・和泉・中田周辺地区に位置しており、和泉川沿いにまとまった斜面緑地などを、緑地保全制度に基づき指定し、保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン瀬谷区プラン」において、宮沢・蟹沢緑地保全地区、東山緑地保全地区、宮沢特別緑地保全地区などまとまった緑地については、土地所有者や地域の協力を得ながら保全を進めていくとしています。

議第1178号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
氷取沢町特別緑地保全地区	約 2.2ha	

(内容)

氷取沢町特別緑地保全地区は、磯子区南部、JR 根岸線洋光台駅の南約 1.8 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の一つである、円海山周辺地区に位置しており、地域ごとの特性をいかにしながら優先的に保全・活用し、次世代に継承していくとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン磯子区プラン」において、円海山周辺のまとまった樹林地については、自然環境を将来に向け、維持・保全していくとしています。

これら 5 地区について、周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1179号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	北八朔町北特別緑地保全地区	約 1.2ha	
旧	北八朔町北特別緑地保全地区	約 1.0ha	

(内容)

北八朔町北特別緑地保全地区は、緑区北部、市営地下鉄4号線川和町駅の北西約1.0キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、特別緑地保全地区などの緑地保全制度に基づく緑地の指定により、市街化調整区域などに点在する樹林地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン」において、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区や市民の森の指定など緑地保全施策を活用し緑地を保全するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成27年2月に特別緑地保全地区に指定しています。

議第1180号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	北八朔町南特別緑地保全地区	約 2.5ha	
旧	北八朔町南特別緑地保全地区	約 1.3ha	

(内容)

北八朔町南特別緑地保全地区は、緑区北部、市営地下鉄4号線川和町駅の西約800メートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、特別緑地保全地区などの緑地保全制度に基づく緑地の指定により、市街化調整区域などに点在する樹林地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン」において、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区や市民の森の指定など緑地保全施策を活用し緑地を保全するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成28年2月に特別緑地保全地区に指定しています。

これら2地区について、周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、既存の区域と隣接及び近接する緑地を一体として変更します。